

令和 7 年 度

第 1 回福島市廃棄物減量等推進審議会

日 時 : 令和 7 年 7 月 8 日 (火)

場 所 : 本庁 4 階庁議室

次 第

－委嘱状交付・委員紹介－

－第 1 回審議会－

1 開 会

2 あいさつ

3 出席職員紹介

4 会長及び副会長の選出について

5 議 題

- (1) 令和 6 年度福島市一般廃棄物処理基本計画の進行管理について 別紙 1
- (2) 令和 7 年度福島市一般廃棄物処理実施計画について 別紙 2
- (3) 福島市一般廃棄物処理基本計画の策定に向けて 別紙 3

6 報 告

- (1) 開封調査に関する経過等 P 3
- (2) 製品プラスチック一括回収実証事業の報告について P 9
- 〈参考〉福島市廃棄物減量等推進審議会について 別紙 4

7 諮 問

【第 6 次】福島市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

8 そ の 他

次回審議会の開催日程について

日程：8 月頃を想定

9 閉 会

福島市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期：令和7年6月3日～令和9年6月2日

氏 名	組 織	役職	再任・ 新任の 別	就任年月日
樋口 良之	国立大学法人福島大学	教授	再任	平成19年6月3日
紺野 幸一	福島市町内会連合会	幹事	再任	令和6年5月31日
佐藤 淳子	J Aふくしま未来	副支部長	新任	令和7年6月3日
高橋 洋美	福島市婦人団体連絡協議会	副会長	再任	令和5年6月3日
平井 優子	福島市消費者団体懇談会	副会長	再任	令和元年6月3日
皆川 沙織	福島市小中学校PTA連合会	常任理事	新任	令和7年6月3日
宮崎 悦子	福島商工会議所	常任委員	再任	令和5年6月3日
三島 昭二	福島市衛生団体連合会	会長	再任	令和2年7月2日
紺野 正博	福島県北再生資源協業組合	代表理事	新任	令和7年6月3日
大河内 由利子	株式会社ダイユーエイト	課長	新任	令和7年6月3日

福島市出席者名簿

氏 名	所属等
齋藤 誠一	環境部長
千葉 浩明	環境部次長
高橋 滋	環境施設マネジメント室長兼環境施設整備課長
穴戸 郁夫	環境政策課長
武藤 吉信	環境衛生課長
蒲倉 博幸	廃棄物対策課長
山田 和弘	あぶくまクリーンセンター所長
菅野 和博	あらかわクリーンセンター所長
根本 裕史	ごみ政策課長
増戸 大	ごみ政策課ごみ政策係長
中村 裕之	ごみ政策課清掃指導係長
八木澤 光	ごみ政策課ふれあい訪問収集係長

6（１）開封調査に関する経過等

1. 「福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正＜令和6年12月＞

（１）目的

事業者：ごみ集積所への不法投棄の防止

市民：分別・ごみ減量・リサイクルの推進

条例改正

① 生活環境の保全・公衆衛生の向上 ② CO2 排出量の削減・脱炭素社会の実現に貢献

（２）主な改正内容

- i ごみの適正排出を「市民の責務」として明確化
- ii 違反ごみ排出者を特定するための「開封調査の実施」
- iii 「改善勧告」後も再度違反ごみ排出が繰り返され、特に悪質な場合「氏名等を公表」

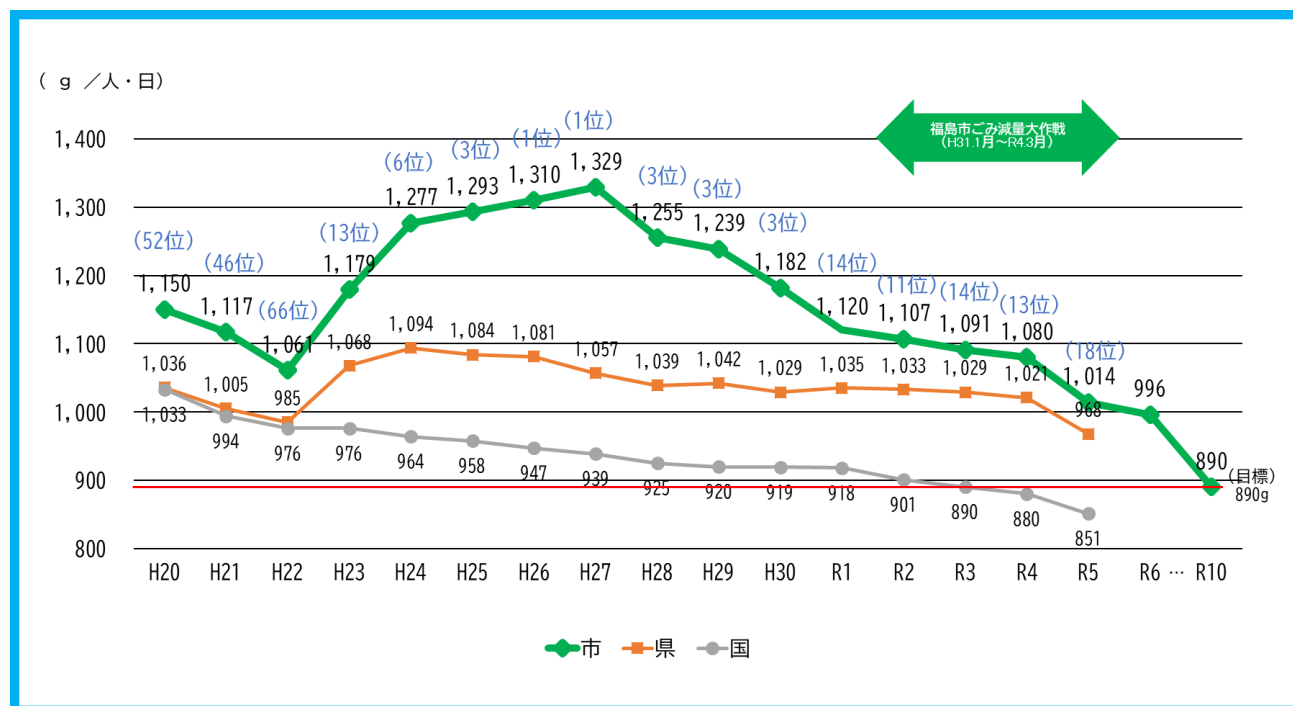
（３）現状

（ごみ排出量）

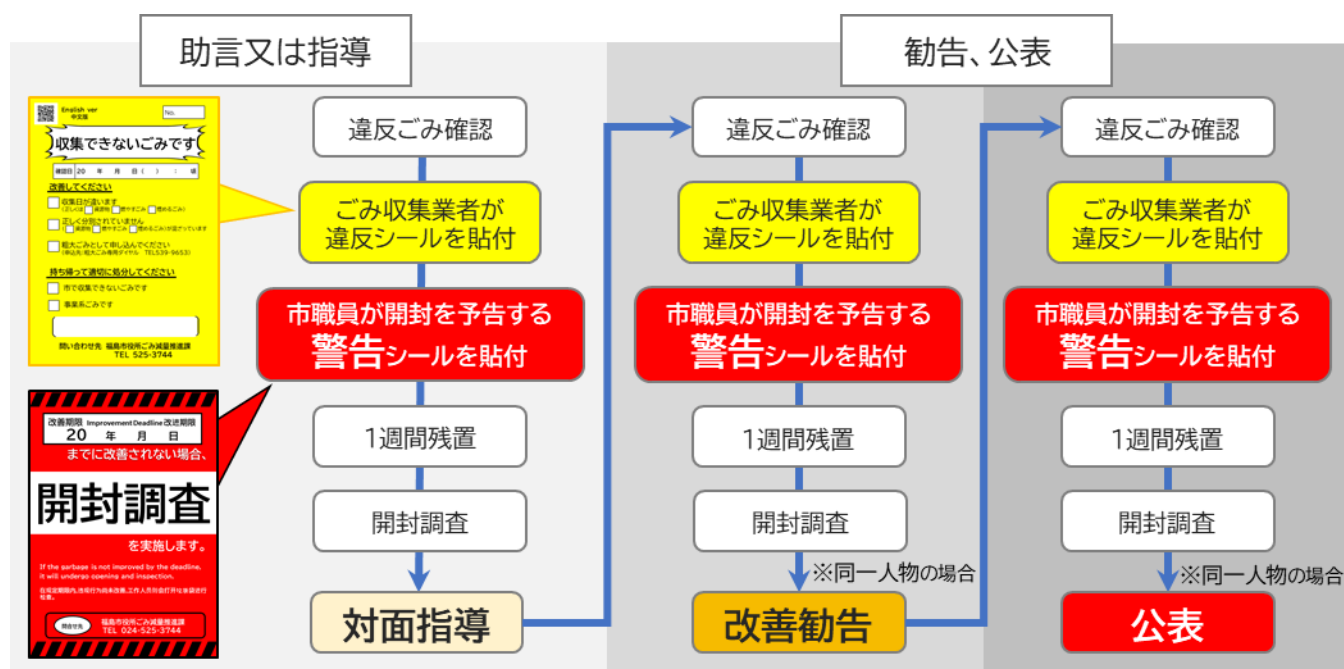
- ・東日本大震災以降、H27 年度をピークにごみ排出量が高止まり状態。
- ・R10.4 月稼働の新あぶくまクリーンセンターは、現状に比べ焼却能力が 120t/日へ半減。
- ・ごみ減量による最終処分場の延命化は、将来世代の負担を減らすために重要。

※大館山最終処分場の受入年数は、計画上 15 年間。

（R4.6 月稼働：建設事業費 53 億 3 千万円）



(4) 開封調査等の流れ



【開封、指導、勧告、公表の内容】

i 対象となるごみ ※外見からの情報で排出者が特定できない場合に限定

・家庭ごみ

排出ルールが守られず特に悪質度が高いと判断されたごみ

例) 資源物が袋の半分以上混入している可燃ごみ

・事業系ごみ

通常家庭から排出されたとは思えにくく、事業系ごみの可能性が高いごみ

(通報等により事業者が排出したことが明らかな場合を含む)

例) 大量の生ごみや調味料の容器、毛髪、建築廃材、農業用資材など

ii 調査体制

・調査を行う者：市長が指定した市職員

・開封実施場所：ごみ集積所以外で、調査者以外の目に触れない閉鎖された場所（市施設内）

iii 公表事項

・氏名（事業者の場合は、事業者名及び代表者氏名）

・住所（市民の場合は、住所の一部）

・勧告内容（勧告日、違反内容）

iv 公表先

・市ホームページ（一定期間継続して公表）

2. 「Go！みらい！ごみ減量説明会」の開催＜令和7年1月＞

(1) 実施期間：令和7年1月9日（木）～1月30日（木）

(2) 参加者数：延べ2,407名

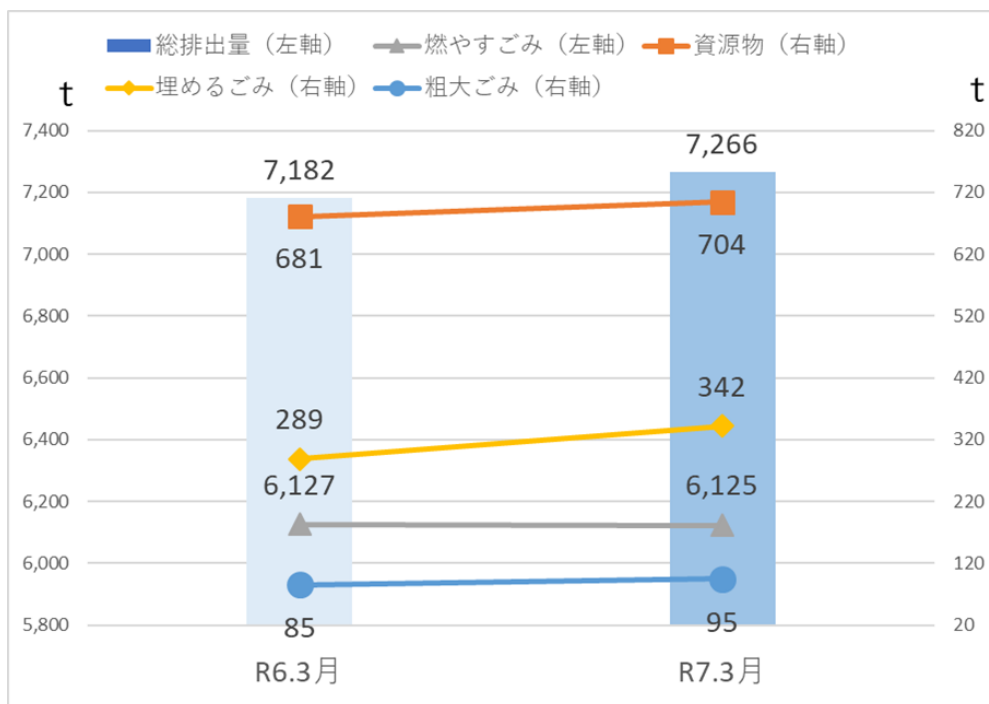
(3) 開催回数：全19回

No.	開催日	時間	会場	参加者
1	R7.1.9	15:00-16:00	渡利学習センター 2階講義室	82
2	R7.1.10	15:00-16:00	杉妻学習センター 2階ホール	67
3	R7.1.14	15:00-16:00	もちずり学習センター 2階ホール	137
4	R7.1.15	15:00-16:00	蓬萊学習センター分館 2階ホール	168
5	R7.1.16	15:00-16:00	清水支所 大会議室	275
6	R7.1.17	15:00-16:00	北信学習センター多目的ホール	174
7	R7.1.18	10:00-11:00	中央学習センター 2階ホール	87
8	R7.1.21	15:00-16:00	土湯温泉「湯楽座」	10
9	R7.1.22	10:00-11:00	吉井田支所 2階大会議室	99
10	R7.1.22	15:00-16:00	吾妻学習センター 2階研修室	159
11	R7.1.23	10:00-11:00	西支所 2階大会議室	109
12	R7.1.23	15:00-16:00	信夫支所 2階大会議室	187
13	R7.1.24	15:00-16:00	信陵支所 2階大会議室	152
14	R7.1.25	10:00-11:00	三河台学習センター 講義室	140
15	R7.1.27	15:00-16:00	飯坂支所 2階大会議室	182
16	R7.1.28	15:00-16:00	立子山支所 会議室	40
17	R7.1.29	10:00-11:00	松川支所 2階大会議室	180
18	R7.1.29	15:00-16:00	飯野学習センター 3階ホール	125
19	R7.1.30	18:30-19:30	アオウゼ 大活動室1・2	34
			延べ参加者数（a）	2,407

※R元年度地区座談会（開催回数118回、延べ参加者数1,426人）

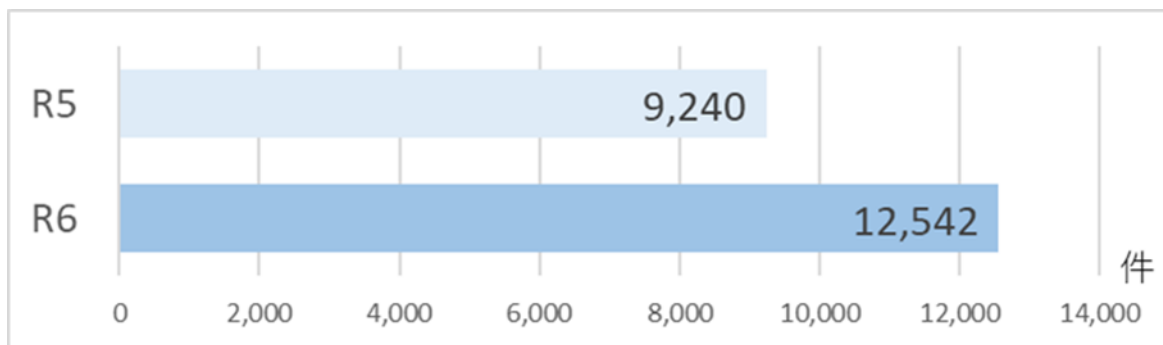
3. 違反ごみの排出状況<令和7年3月>

(1) 3月のごみ排出量比較

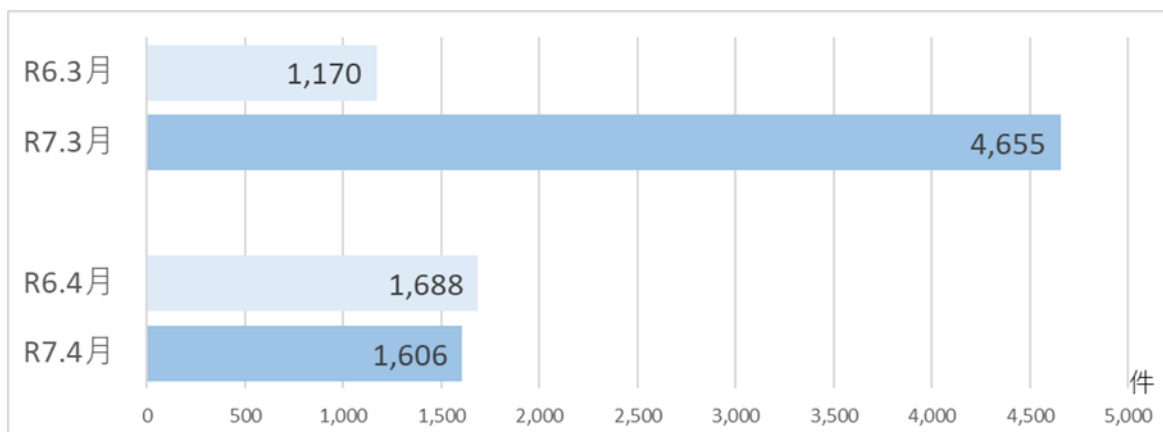


(2) 違反ごみ（黄色シール）の確認件数

①年度別総数



②開封調査導入前後の推移・前年同月との比較



4. 開封調査の実施状況＜令和7年3月～6月＞

(1) 対応経過（違反ごみ確認から指導実施まで）

段階	日付	事案①（件数5件）	事案②（件数1件）
		違反ごみ確認場所：タイムズ福島新町第4（駐車場）付近集積所	
第1段階（助言又は指導）	6月2日(月)	違反ごみ確認・違反シール貼付 透明袋以外(段ボール)での排出。 事業系と疑われるごみの排出。	
	6月3日(火)	市職員確認・警告シール貼付	
	6月5日(木)		違反ごみ確認・違反シール貼付 透明袋以外(段ボール)での排出。
	6月6日(金)		市職員確認・警告シール貼付
	6月11日(水) 【あらかわCC 敷地内 BDF 室】 【職員3名対応】	1週間残置確認・開封調査実施 ➡排出者2名特定(A・B) ➡A：配送伝票、電気料金請求書 ➡B：通販郵便物	
	6月16日(月) 【あらかわCC 敷地内 BDF 室】 【職員3名対応】		1週間残置確認・開封調査実施 ➡排出者1名特定(Bと同一人物) 2回目の排出だが1回目の指導前 のため1回目の排出と見なした。 ➡B：内服薬袋(処方されたもの)
	6月19日(木)	排出者A宅訪問 ➡排出を認めたため対面指導実施	
		排出者B宅訪問 ➡ 不在のため連絡票投函	
	6月20日(金)	排出者B宅訪問 ➡ 不在のため連絡票投函	
	6月23日(月)	排出者Bよりごみ政策課へTEL連絡有 ➡ 排出を認めたため指導	

(2) 今後の対応

同一集積所で違反ごみ排出状況を経過観察する。

新たに開封調査の対象ごみが排出された場合は、同様の手順で開封調査を実施。

同一人物を再度特定した場合は、文書で改善勧告を実施する。

(3) その他

①開封調査で判明したごみについて

警告シール貼付時は「事業系と疑わしきごみ」として開封調査を実施したが、明らかに事業系と判断できる証拠はなかった。

ただし、燃やすごみの日に段ボールで缶など資源物交じりのごみを排出しており、明らかに分別する意が見られないごみであることを確認した。

②直接指導について

今回特定した2名の排出者に対しては、6月23日までの時点で指導を完了した。

A：6月19日（木）自宅訪問し、対面で指導

B：6月19日（木）、20日（金）不在のため連絡票投函

23日（月）本人よりTEL連絡あり指導

(2) 製品プラスチック一括回収実証事業の報告について

1. 背景

- (1) 製品プラスチックは、令和4年4月に『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』の施行に伴い、リサイクルが自治体の努力義務とされたことを受け、本市においても分別回収の実施へ向けた検討を進める必要がある。
- (2) 製品プラスチックの分別回収は、清掃関連施設を整備する際の国庫補助金の交付要件とされており、今後予定する施設整備の財源確保へ向け早期の着手が必要。

2. 現状

福島市では、製品プラスチックと資源にできない燃やすごみとして焼却または、資源にできない埋めるごみとして破碎し埋立している。

項目		回収		処理(クリーンター)		最終
容器プラスチック	→	資源物	→	選別・梱包	→	リサイクル事業者
製品プラスチック(柔)	→	燃やすごみ	→	焼却	→	埋立(灰)
製品プラスチック(硬)	→	埋めるごみ	→	破碎	→	埋立(残渣)

3. 課題

- (1) 再商品するための処理ルートの確立に至っていない。

A. 容器包装リサイクル協会を利用したルート（容リ協ルート）	
・市の役割：回収、中間処理（選別・圧縮梱包） ・容器包装リサイクル協会の役割：引き取り・資源化（リサイクル事業者に委託）	
メリット ・容器包装プラスチックと同じルートを活用できる。	デメリット ・市の中間処理設備では対応できないため、施設改修が必要となる。
B. リサイクル事業者と連携した独自のルート（独自ルート）	
・市の役割：回収、（中間処理※） ・リサイクル事業者の役割：引き取り、（中間処理※）、資源化 ※中間処理は市もしくはリサイクル事業者どちらでも可。	
メリット ・市で中間処理を行う必要がないため、施設改修の必要がない。	デメリット ・市内に業者が存在していないため、輸送コストが高い。

- (2) 製品プラスチックを分別収集するための推計排出量などのデータが不足している。

4. 実証事業の概要

- (1) 実施期間：令和6年11月の第1～4の火曜日（5日・12日・19日・26日）
- (2) 実施場所：南向台地区（ごみ集積所18箇所）
- (3) 世帯数：1,181世帯
- (4) 居住人口：約2,800名

5. 実証事業における製品プラスチックの排出割合

令和6年11月の1ヵ月間で総量3,180キロのごみ袋を回収したうち、計241.5キロを調査し、約42%の102.1kgが製品プラスチックであった。

令和6年11月の毎週火曜日（計4回：11/5、11/12、11/19、11/26）

回収総量 **3,180.0 kg**



調査重量 **241.5 kg**

うち製品プラスチック



102.1 kg（約42%）



おもちゃ、洗面器、衣装ケース、CD、クリアファイルなどが回収されました。

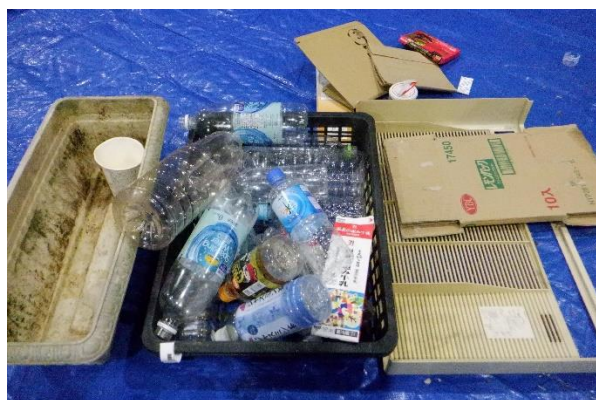
収集作業の様子



回収されたもの



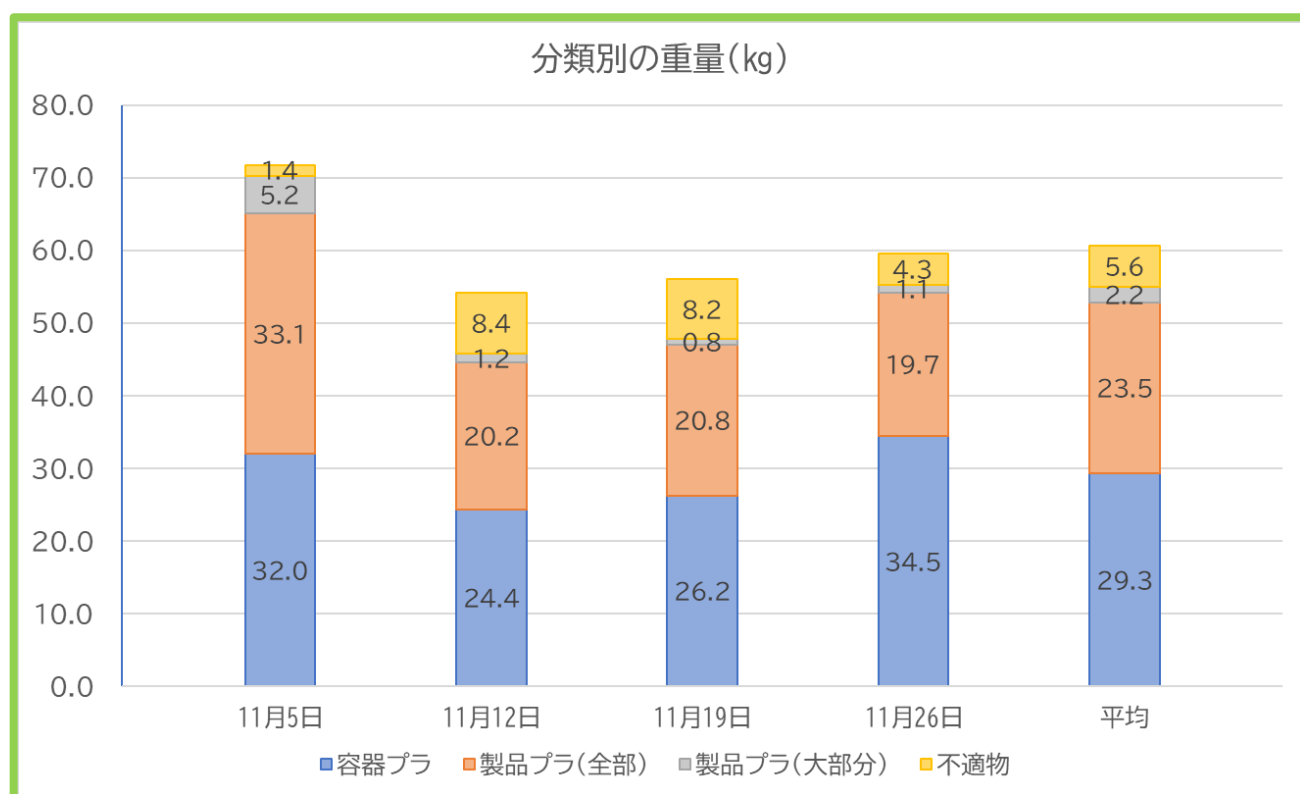
一方で、ペットボトルやびん、ダンボールなどの「リサイクルできる資源物」に加え、「資源にできない燃やすごみ」に区分される汚れたプラスチックなどの不適物として排出されたごみが約9%（22.3 kg）確認できた。



6. 実証事業の調査結果

リサイクルできる製品プラスチック（表内「製品プラ」）として今回確認できた約42%の製品プラスチックがリサイクルに回れば、本市のリサイクル率が向上し、ごみの減量や最終処分場の延命化に寄与するものと考えます。

一方、既に導入済みの自治体では収集率が20%前後であり、本市の実証事業結果との乖離があるため、さらなる分析や検討が必要となる。



7. 本格導入に向けた課題

(1) 排出量の把握と推計精度の向上

適切な収集運搬・処理体制を構築するためには、排出量の精査が不可欠である。令和6年度に実施した実証事業に引き続き、令和7年度においても市内他地区を対象とした実証事業等を通じて、より精度の高いデータ収集と分析を進めていく。

(2) 収集運搬体制の検討

推計した排出量を踏まえ、必要となる収集車両台数、人員配置、収集曜日（頻度）などの再構築を検討する必要がある。集積所などにおける実際の運用面での課題や効率性についてもあわせて整理していくことが求められる。

(3) 施設整備の検討

収集運搬体制に加え、中間処理施設の改修や再整備の必要性についても検討が必要となる。排出量の推計をもとに、既存施設で対応可能か、改修が必要かなどを検討するとともに、既存施設維持の必要性についても、長期的な費用対効果や運用の実効性を踏まえて判断していく必要がある。これらを総合的に勘案し、財政的な負担や必要な投資額を踏まえた検討が求められる。